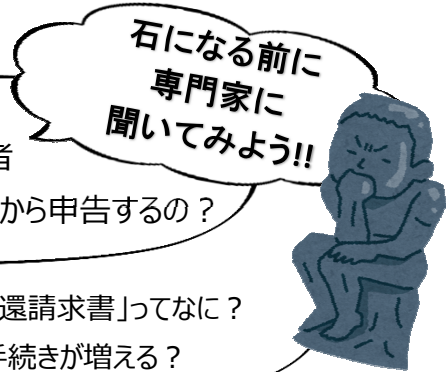


Q 事務所家賃は口座振替 請求書がないけど、消費税含んで払ったことにできるの？

Q R5.10.1から 課税事業者になったとき、消費税はいつから申告するの？



Q 請求書の様式を変更しなければならない？
手書きはもうだめ？

Q 振込手数料分の「返還請求書」ってなに？
端数の値引きも手続きが増える？

業種毎の注意点も学べる 中央会の

インボイスセミナー開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」については令和3年10月より適格請求書発行事業者の登録が始まり、事業者によるこれまでより具体的な手続きを求められるようになりました。

しかし中小企業・小規模事業者においては、インボイス制度の中身や具体的な登録申請作業、その必要性又は登録をしない場合に考えられる取引上の問題点など、理解が難しく手続きが進んでいないのが実情です。

インボイス制度は、ほぼすべての取引に影響し、これからの事業活動に関わる重要な制度です。事業者の皆さんが正しく理解されスムーズに運用が開始されるよう、今回のセミナーでは、基本的な消費税の仕組みや請求書記載項目などの具体的な内容、業界特有の「特例」などを事例を用いて専門家よりお話しさせていただきます。是非ご参加いただけますようお願いいたします。多くの皆さまにご参加いただきたく、組合員・会員の皆さまへもご案内いたしますよう、併せてお願い申し上げます。

令和4年10月31日
山梨県中小企業団体中央会

- 開催日時 **令和4年12月7日(水) 13:30~15:00**
- 開催場所 **ハイランドリゾートホテル(富士吉田市新西原5-6-1)**
- テーマ **「消費税のあらましとインボイス制度への対応」**
講師：税理士 小林正幸 氏 (税理士事務所ファインワークス 代表)
- 参加費 **無料**

※参加については令和4年11月30日(水)までにFAXまたはメールにてお送りください。
案内文のデータが必要な方はメールにてお送りいたします。下記アドレスまでご連絡ください。
返信先/FAX：0555-22-8465 メール：khosaka@chuokai-yamanashi.or.jp
山梨県中小企業団体中央会 富士東部事務所 保坂あて TEL：0555-22-2166

出欠確認用紙 (必要事項をご記入の上、FAX **0555-22-8465** まで返信下さい。)

組合・団体名 / 企業名			
TEL		MAIL	@
参加者氏名			